

毎週火、金曜日発行(但休日に当りなきは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次

◇告示 昭和三十六年度畜産主産地形成事業費補助金交付要綱

昭和三十六年度内水面種苗蓄養施設補助金交付要綱

## 告示

鳥取県告示第六百十二号

昭和三十六年度畜産主産地形成事業費補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十六年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年度畜産主産地形成事業費補助金

交付要綱

(趣旨)

第一条 知事は、畜産主産地の確立を図ることを目的とする畜産主産地形成事業を行なうために要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村に補助金を交付するものとし、その交付に關しては、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(経費及び補助率)

第二条 前条に定める経費及びこれに対する補助率は、次のとおりとする。

- 一 市町村が畜産主産地形成事業を推進するため設置する畜産主産地形成推進委員会の運営経費のうち、次に掲げる経費の五割以内
  - ア 県連絡旅費
  - イ 部落協議会費
  - ウ 調査個票購入費
  - エ、基本計画書印刷費
- 二 市町村が畜産主産地形成事業を実施するため、別

表に掲げる事業種目に対応する施設のうち、緊急かつ、効果的な施設を設置するに要する経費 当該施設設置費の三割以内

三 農業協同組合、農業協同組合連合会、部落団体等が畜産主産地形成事業を実施するため、別表に掲げる事業種目に対応する施設のうち、緊急、かつ、効果的な施設を設置するに要する経費を市町村が補助する場合 当該施設設置費の三割以内

2 前項の一、二又は三に掲げる経費は、相互に流用してはならない。

(補助金の交付の申請)

第三条 規則第五条の規定に基づく申請書に添付すべき書類の様式は、別記様式第一号及び別記様式第二号のとおりとする。

2 申請書の提出時期は、知事が別に定める。

(申請事項の変更)

第四条 規則第十一条第一項に規定する申請は、別記様式第三号による補助事業変更承認申請書でなければ

ならない。

2 規則第十一条第一項ただし書の軽微な変更とは、申請書の記載事項について次に掲げる変更以外の変更とする。

一 推進委員会運営費  
市町村ごとの間接補助金の額の相互間における流用

二 施設設置費

ア 事業主体の変更

イ 事業種目の変更

ウ 施設品目の変更

エ 施行箇所ごとの事業種目について事業費の二割以上の増減

オ 建物又は構築物の重要な基本構造の変更若しくは機械器具の員数の変更

(補助事業の遂行の報告)

第五条 市町村は、規則第十七条第二項の規定により、知事の指示を求める場合は、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となつ

た理由及び補助事業遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

第六条 市町村は、昭和三十六年十一月三十日現在において、別記様式第四号により補助事業遂行状況報告書を作成し、昭和三十六年十二月十日までに知事に提出するものとする。

(実績報告)

第七条 規則第十九条の実績報告書の様式は、別記様式第五号のとおりとする。

(雑則)

第八条 規則及びこの要綱に基づく提出書類は、すべて地方農林振興局を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和三十六年度分の補助金に適用する。

別記様式第1号

申請書に添付すべき書類の様式

1 事業の目的.

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括

区	分	事業費	負担区分				備考
			国庫補助金	県費	市町村費	その他	
計画樹立	推進委員会運営費	円	円	円	円	円	
事業実施	施設設置費						
	計						

(注) その他については、団体別の内訳を記入すること。

(2) 推進委員会運営費

主産地の種類	市町村名	県連絡旅費	部落協賛会費	調査票購入費	基本計画書印刷費	計	負担区分		備考
							国庫補助金	県費	
		円	円	円	円	円	円	円	

別表

事業種目	補助の対象とする施設品目
1 (飼養管理施設)	
共同畜舎	建物、サイロ、飼料庫、堆肥舎、その他の附帯施設
共同放牧施設	追込舎、監視舎、給水施設、給塩施設、牧さく、その他の附帯施設
共同育すう(ふ卵)所	建物、育すう機(ふ卵機)、その他附帯施設
共同種付所	建物、附帯施設
共同搾乳所	建物、搾乳機、貯乳施設、その他の附帯施設
家畜管理所	建物、機械器具、その他の附帯施設
2 (飼料自給促進施設)	
自給飼料生産施設	トラクター、プラウ等の耕耘整地用作業機、マニヤスプレッター等の施肥用作業機、噴霧器等の病虫害防除用作業機、カルチベーター等の中耕除草用作業機、リーパー等の飼料作物收穫用作業機、農機具収納庫、その他の附帯施設
乾草調製施設	トラクター、モア一等の牧草收穫用作業機、農機具収納庫
飼料調製施設	飼料調整用機械器具、共同作業所、その他の附帯施設
3 (処理、販売施設)	
集乳所	建物、冷却施設、乳質検査器具、その他附帯施設
共同集荷(貯蔵)所	建物、機械、その他の附帯施設
肉畜共同出荷(処理)所	建物、機械、その他の附帯施設
4 (畜産総合施設)	
畜産センター	建物、機械、その他の附帯施設
5 特認事業	1~4に掲げる事業に準ずる事業に必要な施設



00767

支出の部

区分	予算額(又は前年度予算額)	差引増減		備考
		増	減	
畜産主産地形成事業費	円	円	円	
畜産主産地形成事業費補助金				
計				

別記様式第2号

申請書に添付すべき書類の様式

- 1 市町村の補助金交付に関する規程又は要綱
- 2 事業種目別設計書

(表紙)

主産地の種類	市町村名	事業種目	助成区分
--------	------	------	------

昭和 年度 畜産主産地形成事業設計書  
 昭和 年 月 日  
 ○○県○○郡(市)○○町(村)字○○  
 事業主体名

00768

- (注) 1 設計書は、B5判左横書き上綴りとする。
- 2 設計書は、事業種目ごと、事業主体ごとで作成すること。
- 3 市町村名欄には、主産地が2以上の市町村の区域にわたるときは、当該市町村を列記すること。
- 4 事業種目欄には、この要綱の別表に掲げる事業種目(たとえば共同放牧施設、自給飼料生産施設等)を記入するものとし、特認事業の場合には事業種目名を定めて「特認事業」と附記すること。

設計説明書

1 事業種目	
2 施行箇所	
3 事業量及び経費	
4 現況及び目的	
5 計画の概要(工事概要)	
6 施行方法	
7 施行期間	
8 施行後の管理方法	
9 事業の効果備考	

(注) 1 事業量及び経費の欄には、この要綱の別表に掲げる施設品目につき、その棟数、坪数、基数、延長



00771

工事雑費明細書

名称	数量	単位	単価	金額	備考
			円	円	
計					

労務資材調書

工事種類	計	単位	単価	金額
労務資材			円	円
計				

機械器具、資材購入費

品目	規格	員数	単位	単価	金額	備考
				円	円	
計						

00772

設計図

別記様式第3号

昭和 年度畜産主産地形成補助事業変更承認申請書

番 号  
年 月 日

鳥取県知事

殿

市町村長 氏

名 園

昭和 年 月 日付 畜第 号による補助金の交付決定の通知があつた畜産主産地形成事業の実施について、事業内容及び経費の配分を変更したいので承認されたく、関係書類を添えて申請する。

(注) 上記の関係書類は次のものとする。

- 1 補助金の交付決定が通知されたときの申請書と、変更承認申請書とが容易に比較対照できるように両者を二段書きにしたもの。
- 2 計画変更説明書

主産地の種類	事業種目	変更の内容	変更の理由



(注) 記以外の様式は別記様式第1号のとおりとする。

第二条 第一条に規定する事業の経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

鳥取県告示第六百十三号  
昭和三十六年度内水面種苗蓄養施設補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十六年十一月一日

第三条 補助金の交付を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて規則第五条の規定に基づく補助金交付申請書正副三部を知事に提出しなければならない。

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年度内水面種苗蓄養施設補助金

交付要綱

一 事業計画書(様式第一号)

二 収支予算書(様式第二号)

三 蓄養施設の内容、管理等を明かにする書類

(申請事項の変更)

第一条 県は、水産業振興のため、内水面種苗蓄養施設の設置事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、水産業協同組合に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥取県補助金等交付規則(昭和

三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第四条 規則第十一条の規定による事業内容等の変更についての知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書(様式第三号)正副二部を知事に提出しなければならない。

(補助事業の遂行の報告)

(補助対象及び補助率)

第五条 規則第十七条第二項の規定により知事の指示を求めるときは、補助事業の遂行が困難となつた理由

及び事業の遂行状況を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第六条 規則第十八条の規定による実績報告書は、様式第四号のとおりとし、昭和三十六年度経過後二十日以内に正副三部提出しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和三十六年度分の補助金に適用する。

様式第一号

内水面種苗蓄養施設事業計画

- 1 施設名
- 2 施設実施箇所
- 3 事業量及び経費
- 4 施行方法
- 5 施行時期
- 6 施行後の管理方法
- 7 事業効果
- 8 事業明細

別表

事業種目	補助経費の対象	補助率
内水面種苗蓄養施設		
こい及びふな	蓄養施設を新設した水産業協同組合であつて、施設の一面が二五坪以上のもの	事業費の三分の一以内
あ ゆ	蓄養施設を新設した水産業協同組合であつて、一つの体積が二立方メートル以上のもの	事業費の三分の一以内

00777

様式第二号

収入の部 収支予算書

区分	前年度予算額(又は本年度予算額)	差引増減		備考
		増	減	
県費補助金				
計				

支出の部

区分	前年度予算額(又は本年度予算額)	差引増減		備考
		増	減	
計				

00778

様式第三号

鳥取県知事

殿

申請者住所氏名

昭和36年度内水面種苗蓄養施設事業計画変更承認申請書

昭和 年 月 日付受水第 号で補助金交付決定通知のあった、内水面種苗蓄養施設事業は、下記事由により計画を変更したいから、昭和36年度内水面種苗蓄養施設補助金交付要綱第四条の規定により申請します。

記

1 事業の変更

事項	原計画	変更計画	変更事由

2 経費の変更

事項	割当額		変更額		比較増減(△)		変更に伴う基礎算出
	単価	金額	単価	金額	単価	金額	

様式第四号

番号 年月日

鳥取県知事

申請者 住所

氏名 ⑩

昭和36年度内水面種苗蓄養施設事業実績報告書

昭和 年 月 日付受次第 号による補助金

交付決定通知に基づき、下記のとおり内水面種苗蓄養施設事業を実施したので、昭和36年度内水面種苗蓄養施設

設補助金交付要綱第六条の規定によりその実績を報告します。

記

- 1 事業完了年月日
- 2 事業効果の概要
- 3 収支精算書(様式第二号に準じて作成するものとする。)
- 4 その他必要な事項

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火 金

鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取県鳥取市栗谷町